

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和8年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も10月1日から10月7日まで「全国労働衛生週間」が実施されます。本年度のスローガンは、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

です。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。労働者の健康をめぐっては、働く女性の健康問題への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要となっています。

政府においては、「攻めの予防医療」の推進のため、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われています。

また、化学物質による健康障害防止については、国が定めた物質全てを対象に事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施するなど、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要です。

このような状況の中で岐阜局版「第14次労働災害防止推進計画」に基づき、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

加えて、労働施策総合推進法及び令和8年2月に告示された「治療と就業の両立支援指針」により、同年4月から治療と仕事の両立支援が努力義務とされ、令和10年4月1日からは労働者数50人未満の小規模事業場に対するストレスチェックの実施が義務化されることから、その周知啓発に向けた取組を進めています。

さらに、職場における熱中症による死傷者数が全国で令和3年以降、毎年増加している状況を踏まえ、重篤化を防止するため、早期に見つける体制整備、手順作成及び関係者への周知を確実に実施するとともに、令和8年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、WBGT値の把握・評価を行い、熱中症リスクに応じた実効性のある対策を講じることが必要です。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を機に、日頃の労働衛生管理が適切に行われているか改めて確認いただくとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

令和8年8月

岐阜労働局長 原田 浩一